

◎大規模災害からの復興に関する法律

(平成二五年六月二日法律第五五号)

一、提案理由(平成二五年五月九日・衆議院災害対策特別委員会)

○古屋国務大臣 たいま議題となりました災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び大規模災害からの復興に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……(略)……

次に、大規模災害からの復興に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、東日本大震災から得られた教訓を生かし、今後の災害対策を充実強化するための災害対策法制の見直しの一環として、昨年六月に公布、施行された災害対策基本法の改正に引き続き、同法の附則及び附帯決議等も踏まえ、災害からの復興の枠組み等について、あらかじめ法制化を図ることを目的とするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

大規模災害からの復興に関する法律

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、復興に関する組織等についてであります。

大規模災害が発生した場合において、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、内閣府に復興対策本部を設置することができるとしております。また、政府は、当該災害からの復興のために復興基本方針を定めることとしております。

第二に、復興計画等における特別の措置についてであります。

大規模災害を受けた市町村は、土地利用の再編等による円滑かつ迅速な復興を図るために、政府の復興基本方針等に即して、単独または都道府県と共同して必要な復興整備事業等を含む復興計画を作成できることとしております。また、復興計画が所要の協議等を経た上で公表されたときは、土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすとともに、復興整備事業に係る許認可等の要件を緩和する特例等のほか、復興の拠点となる市街地を整備するために一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けることとしております。

第三に、災害復旧事業に係る国等による代行についてであります。

国または都道府県は、被災した地方公共団体の長等から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体等にかわつてみずから災害復旧事業等に係る工事を施行すること、また、復興を図るために必要な都市計画の決定等に必要な措置をとることができることとしております。

このほか、国は、大規模災害が発生した場合において、当該災害からの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする等の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、二法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院災害対策特別委員長報告

(平成二五年五月二八日)

○坂本剛二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………
次に、大規模災害からの復興に関する法律案は、災害からの円滑かつ迅速な復興を図ろうとするもので、その主な内容は、特定大規模災害発生時において復興対策本部を設置すること、
復興計画による特別の措置を設けること、
災害復旧事業に係る工事を国等が代行できること
などであります。

………(略)………
同日、両案は本委員会に付託され、古屋防災担当大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十日に質疑に入り、二十一日には参事人から意見を聴取するなど審査を行い、二十三日に質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対して附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月二三日)
政府は、東日本大震災の教訓を生かし、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期するべきである。

一 今回新設された減災等の基本理念については、国民に広くその意味を周知するとともに、共有化を図ること。

一 災害発生時の初動対応においては、人の生命及び身体の保護を最優先として、人的資源及び資機材を集中的に投入すること。

一 大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の既存の組織の法制化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一元的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。

一 災害発生時には、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等により住民等から寄せられた情報を関係する組織で広く共有するとともに、これらの情報を救難・救援活動に活用することも検討すること。

一 地域コミュニティが提案できるとされる「地区防災計画」については、地域の災害危険を自治体と共通認識とし、現実的な防災対策を共同して進めることができるようにすること。

一 災害緊急事態において、生活物資をみだりに購入しないよう

大規模災害からの復興に関する法律

う国民へ協力を求めることについては、平素より、その目的及び趣旨を国民に周知するなど、国民が理解に基づき、冷静に対処できる環境を整備しておくこと。

一 避難所の設置及び運営については、自治体が、子ども、女性、難病・障がい者及び高齢者等に必要な生活環境を整備できるよう、国として適切な支援を行うこと。

一 市町村長が避難行動要支援者名簿の情報を消防機関等の関係者に提供する際に、遺漏や個人情報取扱いの問題が生じることのないよう、国としてもガイドラインの見直し等の支援を行うこと。また、避難支援等関係者の確保についても、必要な支援を行うこと。

一 市民のボランティア参加やNPOによる活動の更なる促進に努めるとともに、災害発生時にこれらの活動の受入れ・調整等を円滑に行うための体制を自治体が整備できるよう、国として支援を行うこと。

一 今後の大規模かつ広域な災害に的確に対応するため、専門課程を含めた大学等における防災教育の充実、防災に関する専門知識を有する人材の長期的な育成の促進、国及び自治体における防災の専門家の適切な配置等により、防災体制の強化を図ること。

一 災害多発時代に備え、地域防災を担っている自治体職員や

市町村消防の体制の強化を図ること。

一 国による復興基本方針の策定及び被災都道府県による復興方針の作成並びに被災市町村等による復興計画の作成においては、被災住民の意見が十分に反映される仕組みを整えておくこと。

一 復興対策本部については、同本部が司令塔機能を十分に発揮するとともに、省庁の縦割りを排した一元的な復興施策を効率的に実施できるよう、東日本大震災での取組を検証し、その在り方について検討すること。

一 大規模災害からの復興に係る経費については、被害の状況及び被災自治体の財政等に留意し、迅速な復旧及び復興を推進する観点から、自治体の負担を可能な限り軽減する財政措置を講じるとともに、速やかに必要な予算編成を行うこと。

一 今回積み残された課題については更に検討を重ね、必要なものについては法改正を図ること。

三、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二五年六月一七日)

○牧野たかお君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、大規模災害からの復興に関する法律案は、大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興の基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、災害対策基本法改正案及び大規模災害復興法案の提出の意義、災害応急対応における地方公共団体の連携の在り方、また、大規模災害時における個人情報等の活用及びその保護の在り方、さらには、地域の自主性を尊重した復興計画の作成の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月二二日)
(災害対策基本法等の一部を改正する法律(平二五法五四)の附帯決議を一括して掲載)